

横浜市市民協働推進委員会答申
(案)

令和2年3月

横浜市市民協働推進委員会

1	はじめに	2
2	答申に至る経緯	3
	(1) 答申の背景	
3	検討が必要な論点について	4
	(1) 論点1 「平成28年度振り返りの意見に対する取組の評価」に関する事	
	(2) 論点2 「3年間の横浜市の市民協働の取組の評価」に関する事	
	(3) 論点3 「今後の横浜の市民協働のあり方」に関する事	
4	答申	5
	(1) 平成28年度から平成30年度における条例の施行状況（協働の取組）についての振り返り	
	(2) 今後の横浜の市民協働のあり方について	
	(3) まとめ	
	【参考資料】	10
	1 諮問依頼文・別紙	
	2 諮問・審議経過	
	3 第4期横浜市市民協働推進委員会委員名簿	
	4 横浜市市民協働条例	

1 はじめに

横浜市市民協働条例（以下「条例」という。）附則第3項では、「この条例の施行の日から起算して3年ごとに、この条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて見直しを行うものとする。」と定めています。

条例施行（平成25年4月1日）から3年が経過した平成28年度に、条例に基づく第1回目の振り返り（平成25年度から27年度）が実施され、「協働契約」や「市民等からの提案制度」について、「活用がしにくい」「サポートが十分でない」など様々な意見があり、これらの意見を踏まえ、横浜市では様々な協働推進の取組みを進めてきました。

令和元年9月25日、市長から、この3年間の取組や今後の横浜市の協働のあり方について、条例第17条に基づく市長の附属機関である横浜市市民協働推進委員会（以下、「委員会」という。）に諮問がなされ、諮問事項及びそれらに伴う論点について、これまで3回の委員会を通して検討を進めてまいりました。

諮問内容である、条例施行状況の振り返りに対する評価や、今後の横浜市の市民活動のあり方については、横浜市と市民等とが協働で事業を行う際に大変参考になるものです。

今回の振り返りにより、横浜市と市民等が協働で事業を行うにあたっての環境整備がさらに推進されることを期待し、答申いたします。

令和2年3月

横浜市市民協働推進委員会

委員長 中島 智人

委員 池田 誠司

同 坂倉 杏介

同 鈴木 伸治

同 林 重克

同 治田 友香

同 松岡 美子

同 森 祐美子

2 答申に至る経緯

(1) 答申の背景

横浜市では、条例附則第3項に基づき、平成28年度に条例の施行状況について検討及び見直し（以下、「振り返り」という。）を行いました。この振り返りにあたっては、市民や企業等への協働に関するアンケートの実施、条例や協働についての意見交換会（みんなの協働フォーラム）の開催などを通じて、協働の取組について様々な意見をいただくとともに、課題も浮き彫りとなりました。

この度、これらの意見や課題に対する3年間の横浜市の取組及び今後の横浜の市民協働のあり方について、条例第17条第2項に基づき、意見を求められました。

【参考】横浜市市民協働条例（抜粋）

（横浜市市民協働推進委員会）

第17条 市民協働の推進に関し必要な事項を調査審議するため、市長の附属機関として、横浜市市民協働推進委員会（以下「市民協働推進委員会」という）を置く。

- 2 市民協働推進委員会は、市民協働の推進に関し必要な事項について、市長に意見を述べることができる。
- 3 市民協働推進委員会に、必要に応じて部会を置くことができる。

附則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（適用）

- 2 この条例は、この条例の施行の日以後に始まる市民協働から適用し、同日前に現に行われている市民協働については、なお従前の例による。

（見直し）

- 3 この条例の施行の日から起算して3年ごとに、この条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて見直しを行うものとする。

3 検討が必要な論点について

振り返りにより、横浜市の協働推進の取組に対して様々な意見をいただきました。これらの意見を踏まえ、検討が必要な論点を次の3つにまとめました。

(1) 論点1「平成28年度振り返りの意見に対する取組の評価」に関すること

振り返りでは、主に次のような意見が出され、これらの意見に対する取組について評価しました。

ア 市民発意（条例第10条）による協働促進

- ・市民発意の協働提案を増やすためには、より十分な制度の周知が必要であること。
- ・相談窓口や市民発意の提案をブラッシュアップする手段を整えること。

イ 協働契約（条例第12条）の理解促進

- ・協働契約について、さらに市民や市職員の理解を進めること。

ウ 市の責務（第3条）と中間支援組織（第2条第5項、第16条）の育成

- ・多様な市民による課題解決に向けた協議・活動の場や環境を整えること。
- ・中間支援組織のコーディネート力の向上、情報の共有が必要なこと。

(2) 論点2「3年間の横浜市の市民協働の取組の評価」に関すること

論点1以外の市民協働の取組について評価しました。

(3) 論点3「今後の横浜の市民協働のあり方」に関すること

今後の横浜の市民協働のあり方について検討しました。

2 答申

以上の認識をふまえ、諮問事項「平成 28 年度から平成 30 年度における条例の施行状況（協働の取組）についての振り返り」及び「今後の横浜の市民協働のあり方」について次のとおり答申します。

(1) 平成 28 年度から平成 30 年度における条例の施行状況（協働の取組）についての振り返り

平成 28 年度に行った第 1 回目の振り返りの意見を踏まえ、横浜市では次の取組が実施されました。（論点 1）

ア 市民協働事業の提案制度（条例第 10 条）の活用促進の取組

(ア) 取組の状況

条例第 10 条に定める市民協働事業の提案制度の理解促進と仕組みの検討のため、平成 29 年度から令和元年度まで 3 年間かけて、「協働事業の提案支援モデル事業」（以下、「モデル事業」という）が実施されました。モデル事業には、当初 16 の市民活動団体（以下、「団体」という）が応募し、審査を経て、平成 30 年度には 6 団体が調査等の事業を実施、令和元年度には最終的に 3 団体が採択され、行政と協働契約を締結し事業化に向けた取組が行われました。

(イ) 取組の評価

新たに創設されたモデル事業では、団体から提案された地域課題解決に向けた取組に対して、団体と行政関連部署がともに議論し検討しながらブラッシュアップしていくことで、双方の協働に対する理解が深まりました。

また、本事業の助成金を活用した提案課題に関するニーズ調査や他団体との連携により、当初の提案内容に新たなアイデアが加わるなど、団体の提案力の向上に寄与するとともに他団体とのネットワークの拡充につながりました。

さらに、モデル事業には当初 16 団体から様々なテーマに基づく提案の応募があり、市民発意の柔軟な発想による地域課題解決のためのアイデアが広く潜在的に存在することが分かりました。

こうした横浜市の潜在的な市民協働の活力を活用し、市民協働提案の裾野を広げていくためには、毎年、新たな市民協働提案を掘り起こしていくなど、モデル事業に代わる新たな協働事業提案支援の仕組みが必要であると考えます。

イ 協働契約（条例第 12 条）の理解促進の取組

(ア) 取組の状況

協働契約締結までの手順をサポートするため、検討委員会（市民委員及び市職員委員それぞれ 3 名）が設置され、協働契約について実践的な協働ハンドブック

「AMPERSAND 協働実践」が作成されました。検討委員会を中心に、ハンドブックに関する市民向け意見交換会やワークショップの開催、庁内事業所管課向けのアンケート調査の実施など、市民及行政の双方の意見を集約しており、作成後は各種講座や研修等で広く活用されています。

(イ) 取組の評価

ハンドブックの作成により、分かりづらかった協働契約の流れが整理され、市民及び行政双方にとって協働契約締結についての理解が深まりました。本ハンドブックの活用、また、さらに使いやすいものにより、行政発意の協働提案（条例第9条）及び市民発意の協働提案（条例第10条）が一層促進されることを期待します。

ウ 市の責務（条例第3条）と中間支援組織（第2条第5項、第16条）育成の取組

(ア) 取組の状況

市の責務として、市民公益活動と市民協働が円滑に行われるための環境づくりのため、市職員への協働入門研修をはじめ、新採用職員研修（必須）、新任責任職研修（必須）、区役所経営責任職研修、新採用職員研修、地区担当向けスキルアップ研修、e-ラーニング研修など、市職員の人材育成のための様々な研修が実施されました。

また、中間支援組織の育成のため、各区分市民活動支援センターがとりまとめ役となり、各区の地域施設間の連携促進、職員のコーディネート能力の向上が図られました。さらに、区版市民活動支援センター職員の地域における情報収集及びコーディネート能力の向上のための情報交換会などが定期的に行われました。

(イ) 取組の評価

市の新採用職員や幹部職員をはじめとする多くの職員への協働研修の実施により、協働の所管部署である市民局市民活動支援課への協働に関する相談件数が増加するなど、市職員の協働に対する意識が高まっています。また、各区の地域施設間連携促進、情報交換会の開催によりコーディネート能力の向上が図られました。

今後もこれらの研修を継続的に実施し、市職員及び各施設の担当者の協働に対する意識の向上に努めてください。

エ 上記（論点1）以外にも、次の市民協働の取組が行われました。（論点2）

市民活動推進基金（よこはま夢ファンド）を活用した登録団体助成金や組織基盤強化助成金の交付、専門アドバイザーの派遣、各種講座の実施等により、市民公益活動の活発化、団体自身の成長につながりました。

また、自治会町内会を含む様々な団体が連携した課題解決の取組みの支援（地域運営補助金）、地域の課題解決など区民の自主的な地域活動の支援（元気づくり推進事業）、区役所が地域に寄り添い一丸となって地域と向き合う体制による支援（地区担当制、地域支援チーム）など、区局が連携して地域課題解決に向けた支

援が行われました。

これらの取組により、団体への財政的支援、団体及び行政職員の協働に対する意識向上、行政職員と地域との顔の見える関係の構築等、市民協働の促進が図られました。

(2) 今後の横浜の市民協働のあり方について

横浜には「自分たちのまちは自分たちで良くしていこう」という機運があり、様々な主体が、地域課題や社会的課題の解決に向けて活動しています。

少子高齢化や環境問題など、益々多様化する地域課題・社会的課題に向き合い解決するためには、次のような視点で協働を推進していくことが必要です。(論点3)

ア 協働の範囲を広く捉える

これからの協働は、市民が一方的に行政からサービスを受け取るのではなく、市民、地域が必要なサービスを行政と一緒に創っていくことが必要です。

そのためには、公共的・公益的サービスの提供に関わる施策の立案にも市民が関わっていくというところまで、協働の範囲を広く捉える視点が求められます。

また、市民等と横浜市との協働のみならず、自治会町内会、NPO、企業、大学など、様々な主体同士の協働の取組に対しても、連携しやすい環境を整え、積極的に支援していくことが必要です。

イ 分野を超えた連携を図る

今後、さらに少子高齢化が進み、地域の暮らしを支えること自体が難しくなる時代を迎える中で、これは福祉の分野であるとか、これは市民活動であるということではなく、行政の側でも、各区局が分野を超えて連携・協力し、地域の暮らしを支えるための課題を整理して対応を考えることが必要です。

今、地域を支えている仕組みも高齢化により、このままでは本当に生活が成り立たなくなる、という危機感を共有しながら、市民をはじめ様々な主体の参加を求め、協働を進めていくことが大切です。

また、市の財政状況が厳しい中、今、どのような課題に集中投資して取り組むべきかという視点をもちつつ、限られた予算の中で効果的な事業展開を図ることが重要です。

ウ 協働の裾野を広げる

これまで行政と協働で取り組んだ経験が豊富なNPOや団体等がある一方で、地域において草の根レベルで活動している団体や、地域に根差し貢献をしている企業もあります。相談や交流などを通じて、市や中間支援組織が、協働の経験の少ない団体の活動や実情をきちんとキャッチし、埋もれさせないことも大切です。

市民の小さな活動や協働経験の少ない団体の思いにも目を向け、必要な伴走支援

やコーディネートをすることが、協働の裾野を広げることにつながります。

そのためには、支援する側のコーディネーターが常に新しい情報を蓄積し、共有できるような仕組みも必要です。

エ 協働の実践を通じて人材を育てる

横浜市では、協働を進める人材を育成するため、協働に関する様々な職員研修を実施しており職員の協働に対する理解も深まっています。また、市民の中でも地域課題解決への意識が高い方や、これまでとは違うアプローチで地域課題に取り組む方々が増えています。

「社会とのつながり及び社会への参加が協働の土壌になる」ことから、これらの研修や講座に加えて、協働に関わったことのない市民や、これから協働を始めたいと思う市民が、身近な活動に参加し、協働にふれる中で、その活動を通じて人材が育っていくという視点も大切です。加えて、すでに協働に取り組んでいる中間支援組織のコーディネーターなど、協働の対象に合わせた人材の育成も重要です。

オ 協働モデルの蓄積

モデル事業をはじめ、これまで進められてきた協働による各取組は、今後の新たな取組の参考となるものです。

モデル事業に限らず、提案があったものの協働には至らなかった相談案件などを分析し、協働モデルとして試行的に実施していく必要があります。

(3) まとめ

この答申にあたっては、これまでの横浜の協働の取組の評価に加え、今後の横浜の協働のあり方に主眼をおいて委員会内で審議を行いました。

これまで述べてきたように、横浜市は、この3年間に新たな試みとして、市民発意の協働提案を支援するモデル事業に実験的に取り組み、市内には多くの潜在的な協働の種（タネ）が存在することや、行政が課題を共有し、的確な伴走支援を行うことで、地域資源の活用や協働の取組が一層推進されることが実証されました。

令和2年度には、新市庁舎移転により各局が1か所にまとまり、これまで以上に各局が連携しやすくなるとともに、「市民協働推進センター」が開設され、協働による課題解決に向けた相談や提案を受ける総合相談窓口が設けられるなど、相談・コーディネート機能も拡充されます。

「市民協働推進センター」を一つの核として、協働による課題解決の取組や実践を通じて行政、市民の双方が学び合いながら成長し、人材が育まれ、分野を超えた協働の裾野が広がっていくことを期待しています。

参 考 资 料

市市活第 号
令和元年9月25日

横浜市市民協働推進委員会
委員長 中島 智人 様

横浜市長 林 文子

市民協働条例施行状況の振り返りについて（諮問）

平成25年4月1日から施行された横浜市市民協働条例（平成24年6月横浜市条例第34号。以下「条例」という。）附則第3項では、「この条例の施行の日から起算して3年ごとに、この条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて見直しを行うものとする。」と規定されています。

本年度は、平成28年度から平成30年度までの3年間の条例の施行状況（協働の取組）について振り返る年度にあたることから、条例第17条の規定に基づき諮問します。

1 趣旨

別紙のとおり

2 答申時期

令和2年3月までに答申をお願いします。

市民協働推進委員会への諮問について（趣旨）

1 趣旨

平成 28 年度から平成 30 年度における条例の施行状況（協働の取組）についての振り返りと、今後の協働のあり方について、市民協働推進委員会（以下、「委員会」という）において専門的見地からご意見をいただきたい。

2 前回の振り返り（平成 28 年度）を受けて実施した主な取組

「協働契約」や「市民等からの提案制度」について、「活用がしにくい」「サポートが十分でない」等のご意見があり、次の取組を実施しました。

- (1) 協働契約（条例第 12 条）の活用を分かりやすく解説した「AMPERSAND 協働実践」を作成
- (2) 市民等からの提案制度（条例第 10 条）をサポートする「協働事業の提案支援モデル事業」を実施
- (3) 市の責務（条例第 3 条）を果たすために、市職員の人材育成のための様々な研修を実施
- (4) 中間支援組織の育成（条例第 16 条）のため、各区市民活動支援センターの機能強化等を実施

※ 3 年間の協働の取組については、別紙「参考資料」及び平成 28～30 年度報告書参照

3 検討の論点

- (1) 平成 28 年度振り返りの意見に対する取組の評価
- (2) 3 年間の本市の市民協働の取組の評価
- (3) 今後の横浜の市民協働のあり方

4 今後のスケジュール（案）

時 期	内 容
第 4 期第 2 回委員会（令和元年 9 月 25 日）	<p><諮問> 市長から委員会あてに、市民協働条例附則に基づく条例の施行状況の振り返りについて諮問。</p> <p>【審議】 平成 28 年度から 30 年度までの 3 年間の市民協働の取組状況等について審議</p>
第 4 期第 3 回委員会（令和元年 12 月 16 日）	<p>【審議】 条例の 3 年ごとの振り返りについて（中間まとめ）</p>
第 4 期第 4 回委員会（令和 2 年 3 月 9 日）	<p>【審議】 答申（案）のまとめの審議</p>
○答申（令和元年 3 月中旬～下旬）	<p>【答申】 委員会委員長から横浜市長に答申</p>
第 4 期第 5 回委員会（令和 2 年 6 月～7 月）	<p>【報告】 答申を踏まえた条例の 3 年ごとの振り返りについて</p>

2 諮問・審議経過

時期	内容
第4期第2回委員会 (令和元年9月25日開催)	市民協働条例施行状況の振り返りについて(諮問)論点の検討
第4期第3回委員会 (令和元年12月16日開催)	論点の整理
第4期第4回委員会 (令和元年3月9日開催)	市民協働条例施行状況の振り返りについて諮問答申(案)の検討

3 第4期横浜市市民協働推進委員会委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏名	所属等
いけだ せいじ 池田 誠司	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会地域活動部担当部長
さかくら きょうすけ 坂倉 杏介	東京都市大学都市生活学部准教授
すずき のぶはる 鈴木 伸治	横浜市立大学大学院都市社会文化研究科教授
なかじま ともひと 中島 智人	産業能率大学経営学部教授
はやし しげかつ 林 重克	特定非営利活動法人オールさこんやま理事長 旭区連合自治会町内会連絡協議会副会長
はるた ゆか 治田 友香	関内イノベーションイニシアティブ株式会社代表取締役
まつおか よしこ 松岡 美子	特定非営利活動法人グリーンママ理事長
もり ゆみこ 森 祐美子	認定特定非営利活動法人こまちぷらす代表

4 横浜市市民協働条例

○横浜市市民協働条例

平成24年6月25日

条例第34号

横浜市市民協働条例をここに公布する。

横浜市市民協働条例

横浜市市民活動推進条例(平成12年3月横浜市条例第26号)の全部を改正する。

横浜市では、これまで多くの市民の努力のもとに、自主的で自由な市民の活動に幅広く支援が行われてきた。特に不特定多数のもの利益の増進に寄与することを目的とした市民の活動の支援を推進するとともに、市民協働の発展にも力を注いできた。

広範で豊かな市民の活動があつて、初めて市民協働も進展していくのである。

いま時代の展開とともに、市民協働の現場からは、より適切なパートナーシップの構築のため、協働で行う事業の進め方等について、新たな規範を定める必要性が指摘されてきた。

市民協働は、行政と市民、市民団体及び地縁による団体等市民協働を実施するものたちの協議によって個々に形づくられていくものである。そのため、市民協働の形態も多岐にわたることになる。

このような市民協働による社会は、自ら目指すところにより活動していくための自由と権利が保障されている社会であるとともに、お互いを尊重し合い、自己のみの利益追求ではなく、相互に助け合うことのできる社会である。

ここに、市民協働を進める上で必要となる横浜市の責務と踏まえておくべき基本的事項を定め、市民の活動や市民協働の環境を整備するとともに、市民の知恵や経験を市政に反映することにより協働型社会の形成を図るものである。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市民協働に関する基本的事項を定めることにより、市民等が自ら広く公共的又は公益的な活動に参画することを促進し、もって自主的・自律的な市民社会の形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「市民等」とは、市民、法人、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項に定める地縁による団体及びこれらに類するものをいう。

2 この条例において「市民協働」とは、公共的又は公益的な活動及び事業を横浜市(以下「市」という。)と市民等とが協力して行うことをいう。

3 この条例において「市民公益活動」とは、市民等が行う公共的又は公益的な活動をいう。

- 4 この条例において「市民協働事業」とは、市と市民等が第8条に定める基本原則に基づいて取り組む事業をいう。
- 5 この条例において「中間支援組織」とは、市と市民等を相互に媒介し、市民等の自立と課題解決を支援するため、市民等のネットワーク化と交流促進、情報収集と提供、相談とコンサルティング、調査研究、人材育成と研修、活動支援と助成又は政策提言等を行う組織をいう。

(市の責務)

- 第3条 市は、市民公益活動及び市民協働事業が円滑に行われるために、情報の提供並びに人的、物的、財政的及び制度的にできる限りの支援をしなければならない。
- 2 市は、営利を目的とせず、自主的に行う、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動が活発に行われる環境づくりに努めるものとする。

(市民等の責務)

- 第4条 市民等は、市から財政的支援を受けた市民公益活動及び市民協働事業については公正に行わなければならない。
- 2 市民等は、その特性を生かしながら市民協働事業を行うとともに、活動内容が広く市民の理解を得られるように努めなければならない。

第2章 市民協働

第1節 市民公益活動

(市民公益活動)

- 第5条 市は、市民等が行う市民公益活動(次の各号に掲げるものを除く。)を特に公益性が高いと判断したときは、活動場所の提供及び財政的支援をすることができる。
- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動
 - (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
 - (3) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
 - (4) 営利を主たる目的とする活動

(市民活動推進基金)

- 第6条 市民公益活動を財政的に支援するために、市に横浜市市民活動推進基金(以下「基金」という。)を設置する。
- 2 市が基金に積み立てる額は、歳入歳出予算をもって定める。
 - 3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
 - 4 基金の運用から生ずる収益は、歳入歳出予算に計上して、基金に積み立てるものとする。
 - 5 基金は、その設置の目的を達成するために必要がある場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(支援申請等)

第7条 市民等は、市から助成金の交付、施設の優先的使用等特別な支援を受けて市民公益活動を行うときは、あらかじめ規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

- 2 市民等は、前項の活動が終了したときは、速やかに、事業報告書を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、前2項の規定により提出された書類について、当該市民等に報告又は説明を求め、その結果に基づいて必要な措置を講ずることができる。
- 4 市長及び当該市民等は、規則で定めるところにより、第1項及び第2項に規定する書類又はその写しを一般の閲覧に供しなければならない。

第2節 市民協働事業

(市民協働事業の基本原則)

第8条 市及び市民等は、次に掲げる基本原則に基づいて、市民協働事業を行うものとする。

- (1) 市及び市民協働事業を行う市民等は、対等の立場に立ち、相互に理解を深めること。
- (2) 市及び市民協働事業を行う市民等は、当該市民協働事業について目的を共有すること。
- (3) 市及び市民協働事業を行う市民等は、当該市民協働事業について、その情報(第13条に規定する秘密を除く。)を公開すること。
- (4) 市及び市民協働事業を行う市民等は、相互の役割分担を明確にし、それぞれが当該役割に応じた責任を果たすこと。
- (5) 市は、市民協働事業を行う市民等の自主性及び自立性を尊重すること。

(市民協働事業を行う市民等の選定)

第9条 市長は、市の発意に基づき市民協働事業を行おうとするときは、その相手方となる市民等を公正な方法により選定しなければならない。

- 2 市長は、市民協働事業の相手方となる市民等の選定に当たっては、当該市民協働事業に必要な技術、専門性、サービスの質その他の事業を遂行する能力を総合的に考慮しなければならない。

(市民協働事業の提案)

第10条 市民協働事業を行おうとする市民等は、市に対し、市民協働事業を提案することができる。

- 2 市長は、前項の提案が行われたときは、速やかに、当該提案を審査し、採用の可否を決定し、理由を付して提案者に通知しなければならない。この場合においては、前条第2項の規定を準用する。

(自主事業)

第11条 市民協働事業を行う市民等は、当該市民協働事業に支障がない限り、当該市民協働事業以外の事業(以下「自主事業」という。)を当該市民協働事業とともに行うことができる。

- 2 市民等は、自主事業を行うときは、あらかじめ市に届け出るものとする。自主事業を終了したときも同様とする。

(協働契約)

第12条 市は、第9条第1項の選定又は第10条第2項の決定により市民協働事業を行う場合は、規則で定める軽易なものを除き、当該市民協働事業を行う市民等と市民協働事業に関する契約(以下「協働契約」という。)を締結するものとする。

2 前項の協働契約には、事業目的、事業の進め方並びに役割、費用及び責任の分担その他規則で定める事項を定めるものとする。

(秘密の保持)

第13条 市民協働事業を行う市民等は、当該市民協働事業を行うにつき知り得た秘密を漏らしてはならない。当該市民協働事業が終了した後も、また同様とする。

(負担)

第14条 市は、市民協働事業を行う市民等に対して、公益上必要な負担を負うものとする。この場合において、市は、市民等の自主性及び自立性を重んじるとともに、効率的・効果的なものとしなければならない。

(事業評価)

第15条 市及び市民等は、当該市民協働事業の終了後(当該市民協働事業が年度を越えて継続する場合は、年度終了後)に、事業の成果、役割分担等について、相互に評価を行うものとする。

2 前項の規定により評価を行った場合には、当該評価を公表するものとする。

第3節 中間支援組織

(中間支援組織)

第16条 市及び市民等は、市民協働事業を円滑に進めるため、中間支援組織の育成に努めるものとする。

2 市及び市民等は、中間支援組織の助言に対して誠実に対応するものとする。

第3章 市民協働推進委員会

(市民協働推進委員会)

第17条 市民協働の推進に関し必要な事項を調査審議するため、市長の附属機関として、横浜市市民協働推進委員会(以下「市民協働推進委員会」という。)を置く。

2 市民協働推進委員会は、市民協働の推進に関し必要な事項について、市長に意見を述べることができる。

3 市民協働推進委員会に、必要に応じ部会を置くことができる。

(組織)

第18条 市民協働推進委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 市民等
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(委員の任期)

第19条 前条第2項の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第2項の委員は、再任されることができる。

第4章 雑則

(報告)

第20条 市長は、市における市民協働の取組み状況について、適宜、議会に報告するものとする。

(読替え)

第21条 水道事業、交通事業及び病院事業並びに教育委員会において行う市民協働については、この条例(第3章及び附則第1項を除く。)の規定中「市長」とあるのは「公営企業管理者」又は「教育委員会又は教育長」と、「規則」とあるのは「企業管理規程」又は「教育委員会規則」と読み替えるものとする。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成25年2月規則第13号により同年4月1日から施行)

(適用)

2 この条例は、この条例の施行の日以後に始める市民協働から適用し、同日前に現に行われている市民協働については、なお従前の例による。

(見直し)

3 この条例の施行の日から起算して3年ごとに、この条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて見直しを行うものとする。